介護保険負担限度額の認定について

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により一定額以上は保険給付されます。 所得に応じた負担限度額までは自己負担となり、残りの基準費用額との差額分は保険から給付されます。 (特定入所者介護サービス)

認定を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- (1) 本人及び同一世帯の方全てが住民税非課税者であること
- (2) 本人の配偶者(別世帯も含む)が住民税非課税者であること
- (3) 預貯金等合計額が、以下のとおりであること

第1段階	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活 保護の受給者
第2段階	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額 +遺族年金・障害年金収入額の合計が年額80.9万円以下の人◎預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下の人
第3段階①	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額 +遺族年金・障害年金収入額の合計が年額80.9万円を超え120万円以下の 人 ◎預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下の人
第3段階②	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額 +遺族年金・障害年金収入額の合計が年額 120 万円を超える人◎預貯金等の合計が 500 万円(夫婦は 1,500 万円)以下の人

- ◎申請時に配偶者(別世帯も含む)について、課税状況及び預貯金等の申告が必要です。
- ◎申請にあたっては、本人及び配偶者にかかる下記の書類の提出をお願いします。

預貯金等について

預貯金等に含まれるもの	確認方法		
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)		
有価証券	証券会社や銀行の口座残高の写し		
(株式・国債・地方債・社債等)	(ウェブサイトの写しも可)		
金・銀など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)		
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)		
タンス預金(現金)	自己申告		

負債(借入金、住宅ローン等)について

預貯金等から差し引いて計算します(借用証書等で確認)。 また、価格評価は申請日の直近2カ月以内の写し等により行います。

- ◎申請受付後、銀行等に□座情報の照会を行います。
- ◎不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え、最大2倍の加算金の納付を求めることがあります。